

幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱要領

〔 30 川こ子幼第 116 号
平成 30 年 10 月 1 日局長専決 〕

(趣旨)

第 1 条 この要領は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 17 条に定める幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認可の申請等に係る事務取扱の基本的な事項を定めるものとする。

(計画の提出等)

第 2 条 法第 17 条第 1 項に基づく認定こども園の設置の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として幼保連携型認定こども園設置計画書（第 1 号様式。以下「計画書」という。）を提出しなければならない。

2 申請者は、計画書に、別表第 1 に掲げる書類を添えて提出するものとする。

3 市長は、計画書の提出を受けたときは、運営、設備等の基準を満たすことを確認し、承認するものとする。

(計画の変更)

第 3 条 申請者は、承認を受けた計画書の内容を変更するときは、幼保連携型認定こども園設置計画変更届出書（第 2 号様式）を提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する幼保連携型認定こども園設置計画変更届出書に、別表第 1 に掲げる書類のうち、変更の内容に係るものを添えて提出するものとする。

(設置の認可の申請等)

第 4 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「施行規則」という。）

第 15 条第 1 項に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第 3 号様式）とする。

2 申請者は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 学級編制表

(2) 職員組織表

(3) 職員名簿

(4) 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類

(5) 園具及び教具の明細表

(6) 設置者の履歴書（設置者が法人の場合にあつては、その沿革書及び代表者の履歴書）

(7) 設置者が法第 17 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書類

- (8) 園長の就任承諾書
- (9) 園長の履歴書
- (10) 園長が法第 26 条において準用する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- (11) 園長の資格を証する書類
- (12) 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）
- (13) その他、別表第 2 に掲げる書類

3 施行規則第 15 条第 2 項の規定による届出（法第 17 条第 1 項の認可を受けた者に限る。）は、幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）変更届（第 4 号様式）により行うものとする。

4 認定こども園の認可を受けた者は、幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）変更届に、第 2 項第 12 号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 施行規則第 15 条第 1 項第 4 号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び第 2 項第 4 号に掲げる書類
- (2) 施行規則第 15 条第 1 項第 5 号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び変更箇所の新旧対照表
- (3) 施行規則第 15 条第 1 項第 6 号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類

5 施行規則第 17 条に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第 5 号様式）とする。

6 認定こども園の認可を受けた者は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書に、第 2 項第 12 号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

7 施行規則第 18 条に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第 6 号様式）とする。

8 認定こども園の認可を受けた者は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書には、第 2 項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（園長選任の届出）

第 5 条 幼保連携型認定こども園の設置者（市町村を除く。）が行う法第 26 条において準用する学校教育法第 10 条の規定による届出は、園長を定めた後速やかに、園長選任届（第 7 号様式）に前条第 2 項第 10 号から第 12 号までに掲げる書類を添えて行わなければならない。

（報告書の提出）

第 6 条 施行規則第 29 条に規定する報告書は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書

(第8号様式)とする。

2 認定こども園の認可を受けた者は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書に、第4条第2項第2号、第3号及び第13号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

3 施行規則第29条に規定する市長の定める日は、毎年6月30日とする。

(知事への情報の提供)

第7条 法に基づき市長が神奈川県知事(以下「知事」という。)へ送付する書類等は、神奈川県幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱要綱(以下「神奈川県要綱」という。)第5条第1項、第4項及び第5項に掲げるとおりとする。

2 法第29条に基づく変更の届出は、幼保連携型認定こども園の概要変更届(第9号様式)に前項の書類のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

3 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに知事に当該報告に係る書類の写しを送付しなければならない。

(書類の提出時期等)

第8条 法第17条第1項に基づく設置又は廃止等の認可申請、法29条第1項に基づく変更の届出又は第2条第1項に基づく書類の提出は、原則として別表第3に掲げる時期までに行わなければならない。

(市長が認可する場合の知事への協議)

第9条 法第17条第4項に基づく市長から知事への協議は、神奈川県要綱第7条に掲げるとおりとする。

(提出書類の省略)

第10条 市長は、この要領に基づき設置者が提出すべき書類について、施行規則又はこの要領に基づいて既に提出されている他の書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、この要領に基づく書類の提出を省略させることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、事務取扱に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。